

農林水産事務所(農村整備部)及び農林事務所(農村整備部)所管事業に使用する積算基準類の適用について

1 適用積算基準

- (1) 令和6年度 土地改良工事積算基準 (土木工事)
- (2) 令和6年度 土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計)
- (3) 令和6年度 土地改良工事積算基準 (施設機械)
- (4) 令和6年度 土地改良工事積算基準 (機械経費)
- (5) 令和6年度 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
- (6) 土地改良工事積算基準【運用編】 (令和6年10月1日以降適用版)

※その他の基準類等の適用については、「(6) 土地改良工事積算基準【運用編】」に記載しています。

2 公表について

- 1 (6) 「土地改良工事積算基準【運用編】」を以下の場所で公表しています。

岩国・柳井・周南・山口・美祢・長門・萩の7農林水産事務所及び下関農林事務所並びに農林水産部農村整備課